

実施概要

1. 本会の名称および責任者

日本緑内障学会

世界緑内障週間 ライトアップ in グリーン実行委員会

委員長 桑山泰明（日本緑内障学会理事）

2. 後援

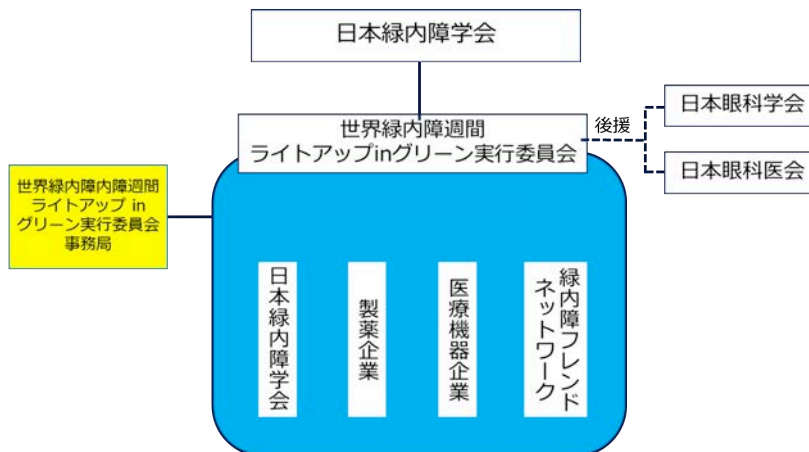
公益財団法人 日本眼科学会

公益社団法人 日本眼科医会

3. 目的

世界緑内障週間にライトアップ in グリーン運動を行い「緑内障の認知・理解」と「緑内障発見のための受診の重要性認識」を国民に啓発することを目的とする。

4. 世界緑内障週間ライトアップ in グリーン実行委員会 組織の概要



5. 会則

■第1条 名称と構成

本会は「世界緑内障週間ライトアップ in グリーン実行委員会」と称し、日本緑内障学会、緑内障フレンドネットワークおよび参画企業の担当者によって構成される。

■第2条 事務局

本会の事務局は、「世界緑内障週間ライトアップ in グリーン実行委員会事務局」とし、以下におく。

〒270-2218 千葉県松戸市五香西 3-24-3 電話 047-710-4670

■第3条 目的

緑内障の啓発を目的に世界緑内障連盟 (World Glaucoma Association)が制定した世界緑内障週間に、我が国においても「緑内障の認知・理解」と「緑内障早期発見のための眼科受診の重要性認識」「緑内障治療継続の重要性認識」を、ライトアップ in グリーンイベントを通じて国民に啓発する。

■第4条 委員会の運営

1. 本事業の運営は、委員会を組織する各団体の委員によって構成される。
2. 委員会の活動は、以下の世話人によって構成される世話人会で行う。また、必要に応じて委員長から使命を受けたものにも参加協力を得られるものとする。
緑内障学会から2名、緑内障フレンドネットワークから1名、参画製薬企業から2名、参画医療機器企業から1名の世話人、合計6名
3. 委員会は以下の事項を議決し、必要事項を総会にて承認を得るものとする。
 - (1) ライトアップ in グリーンイベントの企画立案、実施、評価に関する事項
 - (2) ライトアップ in グリーンイベントの費用に関する事項

■第5条 会議

1. 世界緑内障週間ライトアップ in グリーン実行委員会は、年1回以上開催され、委員総数の1/2以上の出席を持って成立する。
2. 議事は、出席の過半数の賛成をもって可決成立する。

■第6条 細則

本規約に定めるものの他、世界緑内障週間ライトアップ in グリーンイベント実行運営に関して必要な事項は、緑内障学会の世話人によって、別に定めることができる。
附則：この規約は平成27年9月10日から施行する。

参加団体・企業

アールイーメディカル(株)

大塚製薬(株)

カールツァイスメディテック(株)

クリュートメディカルシステムズ(株)

興和創薬(株)

参天製薬(株)

(株)シード

ジャパンフォーカス(株)

千寿製薬(株)、

(株)東急エージェンシー

(株)トプコンメディカルジャパン

(株)ニデック

日本アルコン(株)

(株)日本点眼薬研究所

(株)はんだや

(株)ビーライン

緑内障フレンドネットワーク

(五十音順)